

## 規制改革推進会議（第5回） 議事録

1. 日時：平成28年11月15日（火）10:00～11:46

2. 場所：4号館第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、  
高橋滋、野坂美穂、林いづみ、原英史、森下竜一、吉田晴乃

（政府）松本内閣府副大臣、務台大臣政務官、  
西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官、松永内閣審議官

（事務局）田和室長、刀禰次長、福島次長、佐藤参事官、佐脇参事官、  
中沢参事官、西川参事官、渡邊参事官

（説明者）宿泊施設活性化機構 伊藤事務局長、室伏政策担当部長  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 北原会長  
日本ホテル協会 志村副会長、福内専務理事  
厚生労働省 北島生活衛生・食品安全部長、榊原生活衛生課長

4. 議題：

（開会）

1. ホテル・旅館に対する規制の見直しについて
2. 「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」について

（閉会）

5. 議事概要：

○大田議長 おはようございます。第5回「規制改革推進会議」を開催いたします。

本日は飯田委員、江田委員、古森委員、長谷川委員、八代委員が御欠席です。

本日、山本大臣は、国会対応のため御欠席です。

それでは、報道の方はここで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○大田議長 それでは、最初の議題「ホテル・旅館に関する規制の見直しについて」に入ります。

きょうは、この問題に関する関係者の方々からのヒアリング、それから、前回の旅館業法の説明の際に宿題となっておりました事項について、厚生労働省から御説明をいただくことにいたします。

本日は、宿泊施設活性化機構から伊藤泰斗様、室伏謙一様。

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会より、北原茂樹様。

日本ホテル協会より、志村康洋様、福内直之様。

厚生労働省生活衛生・食品安全部より、北島智子部長、榊原毅生活衛生課長に御出席いただいております。お忙しいところありがとうございます。

まずは宿泊施設活性化機構から、資料1-1に基づき御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長 ただいま御紹介に預かりました、宿泊施設活性化機構事務局長の伊藤と申します。

私どもは本日、宿泊施設の新築及びリノベーション改装アドバイザーに深く関与している者として、プレゼンをさせていただきたいと思っております。

早速ですが、私どもの紹介からさせていただきたいと思っております。まず私どもは、日本の宿泊施設の経営力を世界的水準に高めるために、昨年9月に創設された一般財団法人でございます。

私どもの担務は3つございまして、まず1つ目は政官広報を行う。つまり公益的な観点から、観光産業の振興に必要な政策提言を行う機能を有してございます。2つ目は、業界内広報と題しまして、業界内におけるナレッジシェアを活発化させ、宿泊施設の収益向上に寄与する。3つ目は、一般国民広報として業界業務のおもしろさをメディアを通じて国民に伝え、就労意欲の向上に寄与するという担務を掲げて活動しております。

次のページをお願いいたします。私どもの理事、参事、顧問には現在、宿泊施設において中核的に動いておられる方々をほぼ網羅した状態でお迎えしており、そのリストが2ページ目及び3ページ目でございます。

4ページ、会員企業の紹介をさせていただきます。現在、私どもは928会員、つまり928軒のホテル・旅館様を会員としてお迎えし、総室数としては16万2,360室の規模を抱えてございます。

会員様の内訳といたしましては、国内系の宿泊施設専門チェーン会社及び外資系の宿泊施設運営会社、また、不動産会社、独立系の宿泊施設会社、ウエディング系の独立事業会社、そしてアセットマネジメント会社、電鉄系本社、不動産投資ファンド、一般事業会社、銀行、地方自治体、教育機関、旅行会社などで構成されてございます。

私どもの目指す方向性といたしましては5ページ目でございますが、20年後をめどに日本の宿泊ブランドを世界へ進出させていきたいと考えてございまして、そのタイムラインを示しております。

それでは、今回、私どもの旅館業法の規制改革に対する基本的な考え方を御説明させていただきます。

6ページに記載してございますが、旅館業法は現行規制となっており、現在、旅館・ホテルの供給の障害となっているのではないかと考えてございます。もう一つは生産性向上、収益性向上の阻害要因として現行規制となっているのではないかと考えてございます。後ほど御説明いたしますが、旅館業法の施行令及び施設設備の基準等を定めた旅館業における衛生等管理要領においてかなり過剰な規制がございまして、それがために法令遵守コス

ト、いわゆるコンプライアンスコストが過剰になっているという認識をしております。

7 ページ、具体的な論点といたしましては2つでございます、1つ目は、旅館業界の実態と現行法令の規定が余りにも整合的ではないのではないかと考えてございます。立法当時の昭和23年の旅館業法の実情に基づくものとなっており、今日的にほとんど意味を成していないのではないかと考えてございます。

もう一つの大きな論点といたしましては2番目に示しておりますが、本来、旅館業法で規制したいものはソフト、つまり運営に関する規制であると思うのですが、実際は監視の目が行き届かないため、予防策としてハード面、いわゆる構造設備、施設設備のあり方、レイアウト規制等になっている部分が大きく私どもの収益を阻害していると考えております。したがって、業界・事業者としての適正や衛生管理の適正を最低限担保しつつ、事業者の自主性を尊重する規制の体系に改めていただければと考えてございます。

8 ページ、改正の方向性でございます。簡単に申し上げますと、1. 目的を変更していただけないか。2. 宿泊業法等、業界全般を包括できる名称に改めていただけないか。3. 第2条に規定されている各営業の分類を宿泊施設及び簡易宿所に再編し、下宿については同法の適用の対象から外していただけないか。4. 現行の構造基準を全面的に見直し、衛生等管理要領を抜本的に見直ししていただけないかと考えております。

1つ飛ばしまして、もう一つの問題は風営法との二重規制になっている、いわゆるラブホテルにおいてこれらを整理・簡素化するとともに、ラブホテルの構造設置基準を改めるべきではないか。このように考えてございます。

9 ページ、また、届け出・申請の簡略化というものがございまして。宿泊業を営業しようとする場合、旅館業法以外にもさまざまな関係法令の届け出、申請手続があり、開業しようとする事業者にとって大きな負担となっております。もちろん各法令の趣旨目的、保護法益等が異なるので、それらを一本化するのは極めて困難であることは重々承知してございますが、一度の届け出申請で他手続についても申請等を行ったものを見なすことができるなど、少なくとも手続のワンストップ化というものについては、関係府省において調整をお願いできないかと考えている次第でございます。

特に私どもが困っているのは建築前にお出ししている建築許可申請と、完工後建築基準法の検査済証発行後に行う旅館業法上の営業許可。余りにタイミングが違うため、完工後にもめるケースが多く、これがコスト増の要因となっております。

旅館業法に基づく地方公共団体の条例のあり方も、大きな問題かと思っております。現行制度では旅館業法に基づく地方公共団体の事務は自治事務とされているため、もちろん条例のあり方というものはある程度の規制があっても問題ないと思っておりますが、本来の立法主旨を逸脱する規定が存在してよいわけではないかと思っております。地方分権改革の趣旨に反しない範囲で、事業者にとって過剰な規制とならないものとしていただければ。それを地方公共団体に御通知いただけないかと考えてございます。

また、建築基準法等の既存不適格の施設を増築する場合の法の適用等の緩和、及び政策

金融の活用についても御検討いただければと考えてございます。

10ページ、具体的に改正すべきと考える事項を例示してございます。特に旅館業法施行令に規定する、構造基準の全般的な見直しをここで取り上げ、改正をお願いしたいと思っております。まず【客室数の最低基準】は撤廃していただきたい。そして【客室構造設備規制（和式、洋式等）】を見直ししていただきたい。【1客室当たりの床面積規制】も緩和していただき、【寝具の設置義務】については、洋式寝具、和式寝具とは一体何を指し示しているのか定義すら不明確であります。さらには【出入口及び窓の施錠義務】というものも撤廃していただき、客室と他の客室、廊下等との境の壁づくりという構造の指示までございますが、これらも緩和していただけないかと考えてございます。

特に次のポイント、【宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場、その他これに類する設備設置義務】については、後述いたしますが、緩和をいただけないかと考えてございます。

さらに、問題となっておりますのは【便所構造規定】。特に水洗式、便座式、男子用便所及び女子用便所双方の設置義務というあたりは、ぜひ緩和を御検討いただけないかと考えてございます。

11ページ、さらに細かい規定となっている旅館業における衛生等管理要領。ここでは全部を御説明いたしますと全く時間が足りませんので簡単にお話しいたします。まずこの時代において、沿わない規定を例示させていただきますと、ロビーに喫煙設備の設置義務があること。男子便所において大便器と小便器の割合は原則としてほぼ同等とすること。また、洗面設備には石けんを常に使用できるよう備えること。これは、どうもハンドソープではまずいようでございます。また、カーペットは水を多く使用する場所または湿度が著しく高い場所でダニ及びカビが著しく発生するおそれのある場所には敷かないこと。というカーペットの設置基準というものがございますが、ここら辺はぜひ民間に任せていただけないかと思っております。

その上、玄関に【下駄箱の設置義務】、【応急用の氷のう】氷枕等は収用定員の20分の1以上の割合で備える、マッサージ室を設ける場合には外部から内部を容易に見通すことができる構造であること等々、かなり現行遵守されていないものもございますが、ここら辺は実態に沿った運用で御緩和いただけないかなと思っております。

13ページは最大の問題でございます、玄関帳場及びフロントに関する規制の柔軟な運用のお願いでございます。本件規制も実態に適合しておらず、善良風俗の保持上の抑止力になり得ていないと考えてございます。原則として出入りチェックはできていないケースも散見され、指名手配照合等も実態は行っていません。よって、最新の情報システム、顔認証システムやパスポートスキャン等を使用したほうが実効性が高いということは、現代において明らかだと思っております。

何より、日本国がおもてなし対象とすべきインバウンドゲストが帳場立ち寄りを望んでいない。これを強要するのが事業者として甚だじくじたるものがございます。もちろん日

本国民も含め、利用者全員がより簡潔なチェックイン・チェックアウト処理を望んでいます。

また、宿泊施設の多様性を政府が認めるか否かをお考えいただきたく存じます。例えば高級旅館での客室内チェックインや、コンシェルジュデスクチェックインを採用する高級宿泊施設にも、1.8メートルの受付台設置義務が本当に必要なのかというように矛盾がすでに生じておるのが実態でございます。

14ページは、前回の議事録にございました簡易宿所関係規制の緩和後の動向でございますが、簡単に申しますと面積基準とフロント設置基準は必ずしも実質的な規制緩和になっていない。そして、何よりトイレ設置基準を緩和していただきたかったのですが、これが一番開業費用と運営コストを圧迫するにもかかわらず、かなわなかったということで、余り実効性がないかなと思っております。

最後に一言だけ、15ページでございます。旅館業法をぜひ公衆衛生上の向上と観光産業としての宿泊業の発展に再編した上で、本当に厚生労働省の所掌事務として継続すべきか否かについて、検討をお願いできればと考えている次第でございます。

時間を超過して申しわけございません。以上で私どものプレゼンを終了させていただきます。

○大田議長 ありがとうございます。

次に全旅連から、資料はないと伺っておりますけれども、御説明をよろしく願いいたします。

○北原会長 全国旅館ホテル生活衛生同業組合会長の北原でございます。

我々の組合は、生活衛生同業組合と称しておりますように、生衛法に基づいてつくられております生衛同業組合16団体の1つでございます。

我々の今回の規制改革の業法における内容の見直しの要望につきましては、結論から言いますと、特段要望なしでございます。といいますのは、当初この宿泊業全般の公正な競争条件を確保するために、今回いろいろな問題で民泊を含めた規制緩和が議論されているということでございますが、我々は民泊というたとえ1室でも宿泊客をお泊めして、その命をお預かりする商売をする限り、最低限の安全を担保する義務があると認識して、昭和23年以降、この業法に基づいていろいろと商売をしてきたわけでございますので、いわゆる今回議論されております民泊がライセンス、営業許可を必要としない届け出で商売ができるということであるとしますと、これは我々の営業許可制度と比べて著しく公平性が阻害されるものでありますから、我々はあくまで安全を担保する意味では旅館業法も必要ですし、それよりもさらに関係諸法の中にございます建築基準法といわゆる消防法、この2つは旅客の安全のためには欠くべからざるものであると考えております。

これは過去何十年にわたって、我々も余りにも厳しいということもあって規制緩和を要望はしてまいりましたけれども、事故を100%防ぐには至っておりませんし、その間、大きな火災事故も発生はしておりますので、これは今後も同様に担保していかないと、旅客の

安全というものが少しでも損なわれるという事態になってはいけないと思っておりますので、そういう意味で建築基準法や消防法を守ると同様に、旅館業法につきましては許可制度のあり方でございますので、いろいろな類型でありますとか、先ほど活性化機構の伊藤様がおっしゃっていただきましたような細かい点で種々問題はございますけれども、これも長年の慣行でずっと今まで来ておりますし、何度も議論をされてきたことではあります。

ただ、手続を簡素化していただくことに対しては基本的に反対する立場ではございませんが、個々にいろいろな事情もあってできた規制でありますので、地域によりまして条例でいろいろな定めがされておまして、全国一律ではないという問題でございますので、ここでそれを全て国で一律に決めていくというのは甚だ厄介な作業でもございますので、これはそれぞれの地域の実情に応じたものにされていくという意味で、活性化機構の提案の中でできるものは改正していただければいいかとは考えております。

ただ、後ほどホテル協会様も発言をされると思いますが、ホテル営業と旅館営業が別々の許可制度になっていたり、客室数の制限とか、いろいろ今、活性化機構がおっしゃったような、こんなものが要るのかというものもありましたけれども、いろいろお客様がおられますので、想定外のお客さんというのは我々現場でいろいろな形で経験をしておりますので、そういったことを考えると、いろいろ細かいことまで触れていかねばならないという現実問題もございます。

フロントの設置義務等は、フロントの設置義務をしたからといって必ずパスポートや部外者の関係者以外の方が出入りされるのは100%シャットアウトはできないにしても、あるのとないのでは大変大きな差がありますし、今後インバウンドのお客様が相当数ふえてまいります、2人で予約をされているお客様が5人、6人入ってこられるケースも頻繁にあるわけでございまして、そういう意味でフロントでありますとか帳場といったようなものの考え方は、今後、将来的にITが導入されて、指紋認証やいろいろなIT化によって本人確認がきちんとできるように、いつなるのかわかりませんが、なるのであるならば、それに代行することは可能であります、今の時点でそれを導入するには相当多額の費用もかかるでしょうし、そういったことも含めまして、それは今後のITの進展に合わせて検討されればいいと思っておりますけれども、今の段階でそのようなまだできていないITの技術を将来的には応用できるからといって今、改正する必要はないと考えております。

いずれにいたしましても、今、議論されております民泊が届け出で営業することができるということは、営業許可をとると届け出では雲泥の差がございまして、届け出をするということは書類の不備がない限り基本的にそのまま認める、許可を出す、受理するということでございますので、許可は細かい規制がかかっているわけでございますから、それをクリアしていただいて、簡易宿所の営業許可の規制緩和もたびたびなされてきてまして、先回もいろいろな形で簡易宿所の要件緩和がなされておりますので、これ以上、要件緩和をする必要はないと考えております。

以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

次に、日本ホテル協会から資料1-2に基づいて御説明をお願いいたします。

○志村副会長 ただいま御紹介をいただきました、日本ホテル協会副会長の志村でございます。本日はこのような場にお招きをいただきまして、発言の機会をいただきありがとうございます。

まず日本ホテル協会につきまして簡単に御紹介をさせていただきます。

当協会は明治42年、1909年に創設された業界団体でございます。ことし創設108年目を迎えております。現在は我が国を代表する249のホテルが加盟をいたしております。

さて、本日の検討の対象となっております旅館業法についてでございますが、昭和23年、1948年に施行された法律でございますが、当時は旅館業法上のホテル及び旅館の基準につきましては、各都道府県の実情に応じて都道府県知事が定めることになっていたと聞いております。また、ホテルの基準設定に当たっては考慮すべき事項が別に定められており、そこには当時の日本ホテル協会の加入資格と同じ基準が示されていたということでもあります。

その後、旅館業法上のホテルの基準は緩和されましたが、当協会の入会基準は逆に厳しくなっておりますので、現在ではそれぞれの最低基準には大きな差が生じてございます。

私どもホテル業界にとりましては、現在の旅館業法は営業を開始するためにクリアしていなければならない最低の基準が示されているものという理解でおりますので、施設基準自体が厳しいという声は聞こえてきておりません。ただ、10月24日開催、前回の規制改革推進会議における席上配付資料や議事録を拝見いたしましたところ、旅館業法の規制緩和の議論の中で、ホテル営業と旅館営業の営業許可を一本化するというお話が出ているようでございますので、その点についてまず意見を述べさせていただきたいと思っております。

配付資料にも記載いたしました。旅館業法に基づく構造基準や衛生基準におきましては、現在、ホテル営業と旅館営業とで差異を設けておりますが、法律上の営業許可自体を一本化する場合、基準を緩いほうに合わせますと狭い客室の宿泊施設が増加することが予想されます。1人当たりの床面積が狭くなりますと、衛生上の問題も懸念されてまいりますし、体格の大きな外国人のお客様の使い勝手が悪くなり、既存のホテルとのイコールフットィングの問題も出てまいります。逆に基準を統一せず、旅館とホテルで基準を併存させるのであれば、法律上の営業許可を一本化することの意義や必要性が感じられません。現行の施設基準を緩和する必要があるのであれば、部屋の数であるとか床面積であるとか、それぞれの項目ごとに緩和の必要性を議論させていただきたいと思っております。

また、私どもホテル業界が旅館業のことを申し上げるのは僭越かと思っておりますが、旅館には日本ならではのおもてなしの旅館文化が根づいており、経営もサービスのあり方もホテルとは異なるビジネスモデルだと思います。誇るべき日本ブランドの1つである旅館が法律上も旅館営業として存置される意義は、大きいのではないかと考えております。

2ページ、現在、宿泊施設の区分に応じて公衆衛生等の確保のための構造基準や衛生基

準が定められておりますが、さまざまな技術等の進展を踏まえまして、適宜見直しを行っていただきたく要望をいたします。

また、営業許可を申請する際に記載した事項に変更が生じたときは、10日以内に届け出を行うことになっておりますが、軽微な変更につきましては届け出の対象外とすることを要望いたします。

最後に記載をいたしましたフロント、玄関帳場に関する事項については、前回の規制改革推進会議におきましても議論になっていると思いますので、フロント業務の現状と役割について御参考までに書かせていただきました。

ホテルにチェックインする際は、これまでフロント、カウンターにお越しをいただき、お客様自身で宿泊者カードに必要事項を御記入していただき、その後にお部屋の鍵をお渡ししておりますが、今ではiPadを活用するなどしてチェックインを済ませたり、自動チェックイン機を設置して、それらの役割を代替するビジネスホテルが増えてふえてきております。また、現在、政府においても「おもてなしプラットフォーム」や「IoTおもてなしクラウド」の構築を進めており、生体指紋認証やICカードの利用による本人確認を行って、ホテルでのチェックイン・チェックアウトを簡素化すること等について実証実験が進められております。

現在、旅館業法の法制が求める「パスポートの提示」や「宿泊者名簿と旅券の写しの保存」といった措置が、今後、クラウド内での確認等で可能となれば、IoTの活用による業務の大幅な簡素化が期待できるかと思われまます。

ただし、旅館業法上でフロントが不要とされた場合でも、私どもの会員ホテルのように大規模なホテルにおきましては、お客様とのコミュニケーションをとる場所として、フロント自体は残しておくホテルが多いのではないかと考えております。例えばお客様からのクレーム対応や各種の照会、相談などへの対応、両替業務や事故・事件発生時の宿泊客への対応など、フロントはワンストップの拠点としての役割があると考えているからでございます。

また、最近ではテロ対策やマネーロンダリング対策として、関係当局から宿泊者名簿への記載の正確を期することや、両替業務に当たっては本人確認を徹底することが求められておりますので、このような意味からも、いずれかの場所で対面でのコミュニケーションをとる必要は高まっていると考えております。

以上、御要望とともにフロント業務に関するお話もさせていただきました。ありがとうございました。

○大田議長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の宿泊施設活性化機構、全旅連、日本ホテル協会からの御説明に関して御意見、御質問をお受けいたします。安念委員。

○安念委員 活性化機構さんに伺います。私は安念と申しまして、ずっと民泊のことは長い間コミットしてきました。客室の延べ床面積要件とフロントの問題についてはずっと伺

ってきましたので、そちらのほうに結果的に注力することになったのですが、先ほどのプレゼンですと、便所の設備要件が大変開業コストを上げていますと伺ったように思います。その話が全然聞こえてこなかったものですから、まことに申しわけないのですが、全然そちらのほうに力が入らなくて素通りしてしまった感があるのですが、具体的にはどういう意味でコスト増になっておりますか。教えていただけるとありがたいのですが。

○伊藤事務局長 御回答させていただきます。

もちろん自治体により大きく対応が異なりますが、例えば貸別荘タイプである場合に、必ず男女別トイレを設置しなければならない。たとえ貸別荘タイプであってもという規制がなり多くの自治体条例上に存在いたします。もちろんグループ一括貸しの場合にはトイレは1つでいい。住宅なのだから1つでいいよと言っただけの自治体もあるのですが、基本的には男女別トイレの設置を求められると、これ自体、1つの家に男女別トイレがついている住宅というのは極めて少ないと思いますので、かなり開業及び簡易宿所取得の阻害要因になっていることが否めないという状況でございます。

○安念委員 条例で定めている場合もあり、窓口の行政指導である場合もあり、と理解してよろしゅうございますか。

○伊藤事務局長 基本的にはその理解で結構でございます。

○安念委員 ありがとうございます。

○大田議長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 たくさんお話を聞いておなかいっぱいになってしまったので、ありがとうございます。朝からきょうは本当にありがとうございます。

いろいろあるのですけれども、そもそも論に帰って、観光立国にしようよという中から宿泊施設の枯渇とか、いろいろな問題で今のこういった改革が進んでいるのだと思うのですが、そういった中でここリクエストくださった、こういうものを改革してくださいという、私なんかは素人なものですから、逆に言うとそのリスクアナリシスを全部聞いた場合に、こういうリスクがあるよみたいな360度評価みたいなものがあるのであれば、それを聞いてみたい。その発想もないものですから、それをプロの方から聞きたいということ、やはり観光立国になるために過去50年から全然違うのは、何しろ外国人がふえたということだと思っております。そのときに我々は海外の方々の視線、それから、グローバルスタンダードというものを取り入れた規制の見直しというのはしないといけないのではないかと。

私もこの前、見ていてお布団の長さとか、これぐらいのものというのを見ていて、これでは寝返りが打てないだろうなど。うちの娘なんか足が出ちゃうなみたいなのを心配して見ていたのですけれども、そういった視点でもし本当に昭和20年来、見直していないものがあるのだとしたら、彼らがコンフォータブルにおもてなし、彼らをおもてなしするためにちゃんとした規制になっているのか、見直しは必要なのだろうと思うのです。

ただ、先ほど御指摘があったように安全面でのリスクというのは、必ずこれはどこの国の方でも我々は守らなければいけないものなので、ソフトの部分で我々の個性として出し

ていく、おもてなしにちゃんと合っている外国人の方、規制になっているのかなというのと、もう万国共通でとにかく安全、命を守るという2つの視点でリスクアナリシスというものが必要なのではないかと。そこはプロの方からお話を聞かないと思ったもので、それで我々も、その両方をもって、これはそうだよ。どう考えてもばかばかしいよね。でもこれはというようなアドバイスができるのではないかと思います。済みません、よろしくをお願いします。

○大田議長 これは皆さんへの質問ですか。

○吉田委員 どなたに聞いていいのかもわからないぐらい一般的。そうですね。皆さん御意見があれば。

○大田議長 では今の御質問、どなたでもいかがでしょうか。

○吉田委員 御意見あれば御自由にインプット、アドバイスいただければ幸いです。

○大田議長 北原さん、お願いします。

○北原会長 活性化機構さんがおっしゃっていただいているのは、開業やいろいろな設備、ハードの面でお客様の要望を満たす。いろいろなお客さんがおられるわけですから、いろいろなお客さんの要望を満たす上で最低これをしなければならぬというのは、もっと我々事業者の自主性に任せて、ある程度こういう客層を狙っているホテルだったら、ベッドのサイズはこれぐらいのほうがいだろうとか、お便所にしても分かれていたほうがいだろうとか、世界に誇る日本のウォシュレットをつけたほうがいだろうとか、いろいろな判断がされるのですが、それを法律で自治体の条例の中で細かに決められるよりは、最低限の安全というところに焦点を当てた条例にされるように指導していただくことは必要だと思いますけれども、これが結構最低限の安全というのと快適性になりますと、非常にお客様のニーズが多様化しておりますので、なかなか難しいので、活性化機構がおっしゃるように我々事業者が安全は担保しながらお客様の要望に応える。それに設備投資をしていくことは、間違いなく日本の宿泊施設の質の向上にはつながると思います。

小さなベッドよりも大きいベッドのほうがいいはずでございますし、いろいろな意味で衛生の設備が清潔であるということもこれから必要になってまいりますし、男女別のトイレが必要であるということも、これも清潔という意味でも必要ではないかと思っておりますので、この辺のところは活性化機構さんが書いていただくのは賛成ですけれども、なかなか現実に誰がどうやって決めるんだということになると非常に難しいと思っております。ただ、一度やはり自治体の条例をもう少し見直していただく統一的なガイドラインというものをつくって、法律の改正というよりもガイドラインをつくっていただくのが必要なことではないかと考えます。

○大田議長 よろしいですか。伊藤さん、どうぞ。

○伊藤事務局長 私どもは、今の北原会長のお話に全面的に賛成でございますし、7ページの後半に記載してございますとおり、もう少し業界・事業者としての適正や事業者の自主性というものを尊重する規制の体系に改めていただけないかと思っております。

恐らく政府として決めなければならない、宿泊施設の多様性を認めるのか認めないのかをぜひ御検討いただきたいと思っております。我々は2,000円で寝返りの打てないベッドがあり、20万円でふかふかのベッドがあるという、その多様性こそが様々なインバウンドのお客様を醸成していき、最終的に日本へのリピーター及び日本へのファンをつなげていくのだと考えてございます。

日本での体験を快か不快を判断するのは、来日されたインバウンドのお客様御自身でございまして、それを捉えた上で、いかに多様に門戸を広げるかというあたりを考えていただければと思っております。

リスクに関しましては、恐らくこれから厚生労働省様がプレゼンテーションをされると思いますので、そちらをご覧くださいと思っておりますが、私も、7ページの2に記載しておりますとおり、本来は運営に関する規制を旅館業法で行いたいという法の趣旨にもかかわらず、それが極めてハード規制、設備構造面に寄っており、設備構造面の規制を取り払ったからといって、直ちにリスクが顕在化することは原則としてはたないのではないかと総論としては考えてございます。

以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 まず活性化機構の皆様にお聞きします。9ページに届け出・申請の簡略化につき、特に3番目ですが、建築許可申請と旅館業法の営業許可のタイミングが違うという点です。旅館業法の許可が前後することでトラブルがある。これは法制上そのような仕組みになっているということなのか、それとも運用でこうなっているのかということです。そこをちょっと教えていただきたいということと、どのようなトラブルがあるのかということをお教えいただければということでございます。

もう一点、帳場の問題についてです。御趣旨はIT化すれば帳場の設置を不要とするとの法改正をしてほしいという趣旨なのか、それともそういうことは一切不要だという御主張なのか、この辺の2点をまずお聞かせいただきたいと思っております。

それから、日本ホテル協会様にお聞かせいただきます。旅館業法とホテルの許可の違いが大きくあるということをお指摘いただいたのですが、私は詳細がわかりかねるところがございまして、1ページに記載されていることが全てということでしょうか。規制上の全ての違いがここに表現されているのかというふうに、そこをまずお教えいただきたいと思っております。もしそれであるとすると加盟店はこれらの点を守っているということをきちんと表明できれば、実は十分既に差別化されている。249ホテルはほかのところと相当差別化されていると思うのです。そういう意味では、加盟店という形で差別化し、ほかと競争していくという戦略は十分あり得るのではないかとと思うのですが、その辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

もう一点、2ページ目にあります帳場の問題については、結局、残す必要はあるという

ことなのですが、仮に要らなくてもこういうものを残しますよというだけの趣旨でおっしゃっているのか、こういうものが必要なのでぜひ帳場の規制は必要だという御趣旨でおっしゃっているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○大田議長 それでは、お願いします。

○室伏政策担当部長 今、御質問があった1つ目、9ページの届け出・申請手続の簡略化のワンストップ化の話でございますが、こちらは法令上の手続が別物となっておりますので、申し上げたように要望を書かせていただいているところでございますが、加えて申し上げるのであれば、ほかの行政手続でワンストップ化というものがある中で、旅館業法関連の届け出・申請手続は簡略化がなされていないというのはなぜなのだろうという問題意識もでございます。そのような観点から、要望を記載させていただいているところでございます。

○高橋委員 トラブルの具体例というのはあるのですか。

○伊藤事務局長 まず建築許可を得る際には、もちろん保健所にも図面を確認していただくのですが、直近の具体的なケースであればあるリゾート開発事業者がリゾートホテルを建てたときに、非常に景色がよかったのでバスルームからもベッドルームを通じて景色が見えるような構造にしましたところ、保健所としてもこれで原則許可すると言われたにも関わらず、建築が完工して、検査済証を持って最終的な確認に行った際に、「これはラブホテル条例に引っかかるから許可できない。」と言及される。「全てこのガラスを埋めろ。」と指示を受けました。「いや、事前に許可を得たではないか。」と申し上げたところ、図面を見てこれが壁かガラスなのかわかるわけがないと言われ、渋々数億かかって全てやり直したケースがございます。事業者は、「これはいじめではないか。」と言っておりました。そのような問題が多くございまして、トイレ1つとっても最初は障害者用トイレ1つでいいというような許可を受けて施工したが、やはり2つ要るというように翻意されるケースもあり、非情な追加コストが非常にかかっていることが散見されてございます。

では行政訴訟でもすればいいではないかとおっしゃるかもしれませんが、実は旅館業法の営業許可を取る際は、大体開業前2週間から1カ月前ぐらいに取得いたします。となりますと、2週間後の予約もしくは1カ月後の予約が既に入っている。つまり、そのお客様が人質になっているような状況にさらされ、開業が遅れるわけにはいかないという事情に追い込まれます。これを事業者側の事情と言ってしまうのであればそれまででございますが、ビジネスを行っていく信頼性や収益性の観点からも、これは譲れないという部分であり、もう泣く泣くその場で「はい。」としか言わざるを得ず、最小数百万の投資をせざるを得ないという現実がございます。これらの問題についてもう少し何とかならないのかなと思っているのが、ここに書かせていただいたものでございます。

もう一つ御質問がございました13ページ、玄関帳場、フロントに関する規制でございますが、必ずしも私どもIoTで全て済むと申し上げているわけではございません。志村副会長

及び北原会長がおっしゃられたように、フロントがあるという状況はプレミアムであります。しかし、フロントがなく自動チェックイン機でチェックインできるということも認めてもいいのではないかと。すなわち宿泊施設の多様性をそこまで政府の規制によって担保されるべきなのかということ、議論の余地があると思っております。もちろん前回、榊原課長がおっしゃっておられましたように、フロントはそこを通行する人を見るという安全性の問題もあるという話も、何らかの監視システムで担保できる技術が現在では存在しているのではないかと私は考えてございます。

以上でございます。

○大田議長 それでは、ホテル協会からお願いします。

○福内専務理事 ホテル協会でございます。

先ほど3つの御質問がございましたので、フロントの件も含めてお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目、御質問がありましたのは、我々の資料1-2の下の方に表がございます。ホテル営業と旅館営業と分けて書いてございますが、これは公衆衛生確保のための最低基準ということで、現行、ホテルの場合はこういう要件、旅館の場合はこういう要件と示されているものの中の代表的な相違の事例をピックアップしたものです。これ以外にも幾つかございます。

なお、ホテル業務のここに書かれている基準は、旅館業法上の基準でございますが、我々249の会員ホテルの入会基準は、さらにこれを厳しくといたしますか、上回る要件になっていきます。例えば50室以上ないといけないとか、朝、昼、夕食、食事がきちんとサーブできないといけないとか、もろもろそういう要件をさらに上乘せして、ホテル協会としての入会基準を別途持っております。

それから、2点目ですが、ホテル営業と旅館営業のそれぞれの基準を併存させないといけないということであれば、何も営業許可を無理矢理一本化する必要性はないのではないかと。冒頭、営業許可の一本化の必要性について御意見を申し上げた次第でございます。

3点目にフロントの件でございますが、前回の議事録を拝見したら、IoTの活用によってチェックイン業務をかなり簡素化、合理化できるので、玄関帳場は要らないというような御主張が多かったように思うのでございますが、ただ、現実としては、設置義務不要となっても、お客様に大勢お泊りいただくようなホテルの場合は、ワンストップの拠点としてお客様のいろいろな求めにお応えできるようなコミュニケーションの場所として必要ではないかと思っております。これは法律上の設置云々と違った視点で、機能上、大型ホテルほど、そういう機能が要るのではないかという説明でございます。

○大田議長 フロントは法律上、規定する必要はないけれども、事業者の判断で、大きいホテルはいずれにしても置くだろうということですね。

○福内専務理事 実態としては置かざるを得ないのではないかと。ということです。

○大田議長 わかりました。

○高橋委員 結局、一本化は問題ありという御発言なのですか。私は先ほど別に一本化しても問題がないということをおっしゃったような気がしましたが、結局どちらなのでしょう。

○志村副会長 私どもの考えは先ほど申しましたとおり、一本化で緩いほうに合わせていくとなると、いろいろな逆のリスクも出てくるのではないかという意味で申し上げた次第でございます。

○大田議長 一本化は反対ということですね。ありがとうございます。

では森下委員。

○森下委員 お話を聞いている限り、宿泊施設活性化機構さんの言い分は私は非常に理解しやすいと思うのです。私は温泉好きであちこち行くのですが、何であんなに統一的なのかなと以前から不思議に思っていたのですが、結局のところこういう規制があるので統一されているのだろう。これはかえってみすぼらしくしていると思うのです。今どき小便器があるというのはかえってみすぼらしい、汚らしい状況になりかねないと思いますし、どちらかというところと石けんが置いてあるというのは、既にその時点でこの温泉は古いんだと思うのが普通の感覚だと思うのです。

そういう意味では最低限のところは重要だとしても、多様性があるのは当然だというお話が非常に私としては受け取りやすいかなと。ホテル協会からも一本化は反対だと出ましたけれども、一方で高級ホテルほど上層階に特別ラウンジをつくって、そこでチェックインするというのを売りにされているし、そこは矛盾しているのではないかな。もちろん規制として低いところにあって、その上に何かフロントをつくってコンシェルジュ機能を持たせるというのは、むしろそれを売りにされているところのほうが多いので、言われていることは私としては納得できないかなという気がいたします。

意見はそこまでののですけれども、質問としては活性化機構さんの8ページにあった1つはラブホテルのお話です。風営法との二重規制というのがよくわからなかったのですが、ここをもう少し説明してほしいと思うのと、もう一点は自治体の上乗せ規制、先ほど有馬離宮さんのお話が出ましたけれども、これはどういう理由で自治体が上乗せ規制していると考えているのか、その辺もおわかりになれば教えてほしいなと思います。

○伊藤事務局長 御質問ありがとうございます。

その2つの規制は全く同じ根から出ておまして、原則としてはラブホテル規制でございます。旅館業法が大きく改正されたポイントとしましては、過去ラブホテルに対する規制をどうしようかということで、外形標準的な規制を一気に行いました。

例えば客室内に鏡があってはならない。天井に鏡があってはならないというのは理解できる場所なのではございますけれども、客室内に鏡があってはならないとか、風呂場が透過して、いわゆるのぞけるような状況にあり、劣情を催すような状況が発生してはならない、もしくは周辺に過剰なネオンサインがあってはならない等までございます。またロビーの照度

規制というのもございまして、ロビー、帳場においてはたしか照度700～1,500ルクスなければならぬ。ロビー全体は300ルクスなくてはならないという規制があります。それも基本的にはラブホテルは極めて閉鎖的な、いわゆる顔が見えないようなフロント構造であることを前提に、そのフロント構造を許さないという趣旨から規制をかけているような状況でございます。

したがって、そのときに恐らくカウンターも幅1.8メートル以上、高さ1.2メートル以上で、上に遮蔽するものがないことという条例規制が一斉に、ほぼ同じような文言で9割ぐらゐの条例に埋め込まれていると思うのですが、このような状況によりラブホテル規制と旅館業法規制が一体になってしまい、余計問題を複雑にしているという理解をさせていただきます。

お答えはこれでよろしいでしょうか。

○森下委員 結構びっくりしました。

○大田議長 それでは、原委員。

○原委員 3点お伺いできればと思います。

1つ目に、宿泊施設活性化機構様から、構造基準、衛生基準について、こういった基準は不要ではないかという幾つかの御指摘をいただいて、さっきの話ではないですけれども、伺った途端に明らかにこれは要らないのではないかと思われるものも多いわけですが、構造基準のところ、例えば床面積、換気、採光、そういったところを具体的にどういったケースでどんな問題があるのかということがわかると、より議論がしやすいかと思えます。

この点は、これまでも厚生労働省さんとこの会議でも何度か議論をさせていただいておりますが、基本的には最低限なぜこの基準を課す必要があるのかということをもとに説明をしてくださうということをお願いをしているわけでございますが、この説明ができないのであれば、規制を課しておく必要がないということだと思っております。この議論をより進めていくためにも、具体例がもし何かございましたら、きょうでなくても後からでも結構ですので、補足的にいただければと思いました。

2つ目に、これも宿泊施設活性化機構様から、自治体でやりたい放題になっているというお話がございましたが、これも具体的に特にこんな過剰な規制がなされているといった例がもしございましたら、教えていただければというのが2点目です。

3点目でございますが、これはホテル協会様から、狭い客室が出てくると、衛生上の問題や、体格の大きなお客様が来たときの使い勝手の問題などが生じるということがございましたが、衛生上の問題というのは、部屋の面積が狭くなったときに具体的にどんな問題が生じるのか。それから、使い勝手の問題に関しては、これは再三多様性というお話が出ていますが、多様性を認めて情報の開示をするということによって対応する余地がないのかどうか。この点についてホテル協会様と、もし宿泊施設活性化機構様のほうでもこの点についての御意見があれば、あわせて伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○大田議長 まずは活性化機構さんのほうからお願いします。

○伊藤事務局長 1つ目の客室の面積につきましては、特に私どもとしては何平米が望ましいというわけではなく、この辺もできれば業界の自主性に任せていただいて、もしくは業界内でピュアレビューを行うことも含めて、業界内での処理にとどめさせていただければと考えております。

カプセルホテルをご覧いただいてもわかるとおり、狭くて簡便なものに泊まりたい日もあれば、同じ個人でもラグジュアリーなところに泊まりたい日もある。何名で泊まるかということも含めて、ここまで明確な規制をされる根拠は少なくとも安全上の問題はないのかなという認識をさせていただきます。こちら辺は厚生労働省様の御見解にお任せしたいと考えてございます。

2つ目でございます。条例で問題になっているもの。例えば、ホテルは食堂・レストランを設ける必要があるという規定がございまして、宿泊特化型のもので、周辺にいわゆるマクドナルド、吉野家など、大量にレストランがある中で本当に必要かという考え方もあるかと思えます。特に宿泊特化型のレストラン・食堂は収益的に非常に難しいものがございまして、全て客室化すればもっと収益性及び労働生産性も上がるのにと考えてございます。

また照明規制。これも兵庫県が非常に厳しいようですが、そこまで明るくする必要あるのか。例えば兵庫県では、恐らくこの部屋の明るさでもロビーは許可が通らないほどでございます。それも先ほど申し上げたとおり、ラブホテル規制と絡んでおりまして、薄暗いロビーをやめさせるという観点で過去あったことはよく理解しておりますが、それでは薄暗いキャンドルだけの食堂営業というのが成り立たないのかという議論になります。これは、現行法令上は成り立たせてはいけないことになり、本当にその規制が必要かなと考えている次第でございます。

細々としたものが幾つかございますが、基本的には同様な案件が多く存在していると御理解いただければと思います。

○大田議長 構造基準が阻害している具体例、あるいは自治体の条例の具体例を、できれば後からリストか何かをいただけますでしょうか。

○伊藤事務局長 かしこまりました。

○大田議長 よろしくお願いたします。

それでは、ホテル協会さん、お願いいたします。

○福内専務理事 2点御質問があったと思います。1点目は、床面積が狭くなるとどんな衛生上の問題があるかという点ですが、これは厚生労働省の方で規制を決めておられるので、後で御確認いただきたいと思いますが、一つの理由として、過密に伴う、例えば感染症的な病気が移りやすいとか、そういうもろもろの御心配が背景にあると思われるところでございます。

2点目は、外国の方にとって狭くなって困ると言っているけれども、これは事前に情報を得られれば、それはそれでいいじゃないかという御意見だと思うのですけれども、「旅館」

ということで入ったところが、「何だ、こういう狭いところか」というようなこともなきにしもあらずなので、ミニマムスタンダードを決めるという発想に立って、「旅館」としてのある程度の床面積をお決めになったのではないかと思います。もちろんカプセルホテルに最初からお泊まりいただく方は、その辺は認識してお泊まりいただくと思うのですけれども、そういうことだと思います。

以上です。

○大田議長 では、厚生労働省さんからお話を伺いますが、その前に全旅連の北原さんに確認させていただきたいのですが、最初のお話では、いろいろな基準は細かい点で問題はあるけれども、長年の慣行でやってこられて、今後も旅客の安全を担保できないので必要なのではないかというお話がありましたが、その次の御発言で、事業者がそれぞれ海外のお客様を含め、創意工夫をすれば質は向上していくので、自治体の条例を見直して統一のガイドラインができれば、そのほうが良いというお話もあったのですが、これはどちらと受けとめれば良いかというのが1点です。

それから、帳場に関して、指紋認証ですとかITの技術を使えば、なくてもいいかもしれないけれども、今は急にそこまでいかないのが必要だということだったのですが、今でもICTを使って認証ができるところについては帳場は要らないとお考えでしょうか。それとも、やはり法令上何らかの規制が必要だとお考えでしょうか。

○北原会長 私も頭が混乱したので難しい言い方をしてしまいましたが、要するに旅館業法とごっちゃにしたのは、いわゆる建築基準法、消防法、耐震改修促進法、バリアフリー法という物すごくハードの面でコストのかかる規制でございます。ただし、目的はほとんど旅客の安全というものにスポットを当てた法律ですので、これを緩和する、あるいは規制を緩めるという理由は、旅客の安全をここまで厳しくしなくてもいいということは、決して理由として余り我々として声高に言えるものではないとは言えるものの、これが一番我々にとってはコストのかかる問題でございます。

耐震改修促進法のように、今回の耐震の基準に満たしていないところは、もう全て新耐震の基準をクリアしなければならないというのは、これは本当に旅館にとっては死活的な問題で、そのコストは億の単位のコストが必要になってくるわけですから、既に相当数の旅館、ホテル、全国の有名なホテルでも廃業が起こっているということを考えますと、しかし国民の関心も高いですので、やらざるを得ないという現実があるので、例えば民泊がそういったものを無視して、安心・安全の建築基準法や消防法はある程度緩やかなものにしてやれという発想が非常に危険だということを言いたかったわけでございます。

業法につきましては、現在、確かに活性化機構さんがおっしゃっておられるように、細かい点では物すごく問題があると思うのですが、これは我々の業界の経営者の方からは、既存の法律で納得がいかない部分もあるけれども、それはそれで折衝しながら、行政の方と交渉しながら、いろいろと改善もされてきている部分もあるのではという意味で、今回、業法そのものを、今おっしゃっているホテル営業と旅館営業も、業界で我々はヒアリング

をしたのですけれども、確かに分けたほうが良いという意見もございました。しかし、大半はどちらでも良い、一本化する極端な理由がないと。当初は、私たちが分けてと言ったのです。それと、客室数の1室からでも良いようにしたらどうだというのも一部の経営者の方からあったのですけれども、全体的に聞いていきますと、1室、そんなことをわざわざ法律で変える必要はないのではないかという意見のほうが多かったので、今回外させていただいたという経緯がございます。

ですから、いかに規模が小さなところでも、消防法や建築基準法の厳しい規制は、やはり商売をするからにはクリアをしていただかないと、これがゆるゆるになりますと結局全体の質の低下に必ずつながっていくと思いますので、この辺は堅持しながら、活性化機構さんがおっしゃる多様性を認めるのをどういうふうにしていくかという議論をしていただければと思っております。

○大田議長 帳場に関しては、ICTを活用できるようになれば、なくても良いということですか。

○北原会長 これもコストの問題がありまして、大手ホテルさんやチェーンホテルさんでは導入はできますが、小さな旅館さんでそういった設備をするのはまた相当な費用がかかりますので、やはりフロントを置いて人が管理するということが、御夫婦二人でおやりになっているような小さな10室以下の旅館というのはいっぱいありますので、我々の会員の半数でございますから1万軒近くあるわけでございますので、フロントの設置というものは、先ほどおっしゃいましたように、事故対応のときの中継基地でございますので、これはやはり残しておいていただけたほうが良いと思います。

全日本シティホテル連盟というビジネスホテルの業界の方も、この点は相当、フロントの設置義務は絶対外してはならないということをおっしゃっておられました。これは防犯上の意味もかなり大きいということでございます。いろいろな方が出入りを勝手にされる、フロントがあっても100%確認できない状態ですから、いわゆる反社会的勢力の方がどんどん後から入ってきているということが防ぎ切れないということもありますので、これは要望としては残しておいていただきたいと思っております。

○大田議長 最後に宿泊施設活性化機構さんに確認ですけれども、今、北原さんからお話があった消防法であるとか耐震基準法、バリアフリー法、こういったものは手続申請の簡略化など手続上の問題はあるけれども、この法律自体に反対ではないということですよ。そう受けとめたのですが。

○室伏政策担当部長 おっしゃるとおりでございます。

○大田議長 わかりました。

きょうは大変お忙しい中、貴重なお話を伺わせていただきまして、ありがとうございます。私どもも引き続きこの問題を議論いたしますので、また御意見を伺うこともあると思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(宿泊施設活性化機構、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本ホテル協会 退室)

○大田議長 それでは厚生労働省さんから資料1－3に基づいてご説明をお願いいたします。

○北島部長 厚生労働省の北島でございます。きょうはこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまいろいろな御意見を頂戴いたしまして大変参考になりまして、一つ一つにお返事を申し上げたいところではございますけれども、お時間の関係がございまして、資料1－3に基づきまして榊原課長から御説明を申し上げたいと思います。

○榊原課長 お世話になっております。生活衛生課長の榊原と申します。資料1－3に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、1枚目でございます。「旅館業の主な規制について」ということで、種別、規制、具体的な条文、どういう目的で行われているのかということの詳細です。1つ目は、公衆衛生の確保に関するものでございます。

1つ目の類型が、適当な換気、採光、照明、防湿、排水の設備というものでございます。条文を飛ばしていただきまして、目的ということでどういうことが問題かということですが、頻繁に不特定多数の宿泊者が入れかわることによる衛生上のリスクを防止し、宿泊者の衛生、あるいは快適さを確保するため、設備を設けるということでございます。

2つ目が、客室の面積でございます。ホテル、旅館それぞれ規制がございまして。これも滞在スペースを確保することで、宿泊者の衛生確保や快適な滞在を確保するというところでございます。ホテルの9平方メートルというのは、寝台を置くスペースなどを加味しているということでございます。これにつきましては、ホテル・旅館の規制の一本化を検討しているということでございます。

なお、簡易宿泊所につきましては、従来最低でも33平方メートル以上ということでしたが、本年4月にこれを緩和したところでございます。

続きまして、トイレ・入浴設備・洗面設備でございます。これは、滞在に伴って必要となる設備を義務づけたということでございます。宿泊者数に応じたトイレ、あるいは入浴設備、洗面設備を確保することにより、宿泊者の衛生確保や快適な滞在に資するというところでございます。こちらもホテルと旅館で若干違ったりしますので、規制の一本化を検討しているところでございます。

続きまして、安定的な経営の確保ということでございます。具体的には客室数でございます。前回もいろいろ御議論、御指摘いただきました。安定した営業として成り立ち得る施設規模を確保するというところで、もともと設けられているということでございます。これにつきましても、今回、ホテル・旅館の規制を一本化するということで、この5室、10室というのをどうしていくか、緩和の方向で検討したいと思っております。

続きまして、本人の出入り確認等でございます。一つは、宿泊者名簿ということで、これは利用者を特定するためのものでございます。テロ、違法薬物の使用、売春等、いろいろな違法行為の防止に資すると考えております。

また、玄関帳場でございます。こちらも利用者の特定ですとか、あるいは出入りの確認による安全性の確保、利用者に必要が生じた場合の迅速な対応の観点ということから設けられているということでございます。さらに、テロ、違法薬物の使用、売春等の違法行為の防止にも資するというものでございます。

あと、その他でございます。例えば客室の境でございます。壁造りとか、こちらについては廃止の方向で検討したいと思っております。

また、寝具の種類についても、洋式であるなどがございますが、こちらも廃止の方向で検討したいと考えております。

2つ目の資料でございます。1枚おめくりいただきたいと思っております。多様な宿泊を認めるという話でございますが、私ども、簡易宿所営業というのをいろいろなものが認められるようにしようと。これに対しては、ホテルと旅館営業を一本化しておこうということでございます。

特に簡易宿所につきましては、繰り返しになりますが、従来は最低でも33平方メートルのものがなければいけないということでございましたが、こちら小規模のものを積極的に認めていくということで、10人未満の場合には1人頭3.3平方メートルでいいですというふうにしております。

また、1個飛ばしていただきまして、安定的な経営の確保というのも、こちらについても設けないということでございます。これも従来は33平方メートルということでございましたので、一定の人数がいたわけですが、これもないと。

もう一つは、出入りの確認ということですが、こちらについても、小規模ということもございますし、規制なしとしてございます。

その次に、構造の特例はいろいろあるのではないかとということでございます。こちらについての資料をまとめさせていただいております。こちらは、旅館業法施行令第2条によって特例を設けることができる。

具体的には、一つの大きな類型としては、利用頻度が低いことによる特例というものがございます。特定の季節だけ営業して、あとは閉めてしまう。特にプレハブで撤去する。キャンプ場、スキー場、海水浴場等の場合でございます。こうした場合に、構造基準の特例というものがございます。

それから、立地条件が著しく悪い。特に山小屋とか、そういうものです。こういうものについても、ここにございますような構造設備基準についての特例を設けるというふうにしています。

あともう一つ、最近減っているのかもしれませんが、一時的な営業の場合。博覧会とか、国体とか、こういう場合に一時的につくるようなものでございます。こちらについても、床面積その他の特例を設けるとということでございます。

ただ1点、28年4月に簡易宿所の最低基準を緩和する前からの規制でございます。前は33平方メートル以上なかった時代でございます。現在は、結果的に基準を満たしている小

規模施設が多い。あるいは施設数も限られているということから、今後のあり方については見直しをしていきたいと思っております。

その他ということですが、農林漁業体験民泊を営む場合について、広いところもございますので、床面積を適用しないですとか、あとは文部科学大臣に指定された重要文化財などについても、フロントについて代替設備による対応を認めるといったような特例を設けているところがございます。

最後に、今後のスケジュールについて御質問がございましたので、簡潔に御説明したいと思います。きょうも含めまして、2回ヒアリングがございました。いずれにしても、12月中に何とか方向性というのを具体的に出したいと考えています。その上で、審議会、あるいは法律改正の作業に入りまして、いろいろな手続を経まして国会に出すということでございます。

以上、簡潔でございますが、御説明でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

では、今の御説明に関して御質問、御意見をお願いいたします。

野坂委員。

○野坂委員 御説明いただき、ありがとうございます。

私からは3つございます。先ほどの宿泊施設活性化機構さんの御説明と関連するのですが、現在の規制というのがハード面に着目しているということで、ソフト面に関する規制となるような抜本的な見直しを行うべきではないかと先ほど述べられていました。この点について、厚労省としてどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

2点目として、前回の議論にもあがったのですけれども、玄関帳場に関する指摘がありますが、これらについてどのようにお考えでしょうか。私としては、例えばフロントの設置義務というものは必ずしも必要ではないと考えています。フロントを設置するかしないかは、ホテルや旅館の選択によることが望ましく、例えば宿泊客が必要に応じて従業員を呼び出せるような環境を整えておくことで対応できるのではないかと考えていますし、先ほど日本ホテル協会様からもありましたように、IoTなどの技術的な代替によって、フロント従業員の人件費を3~4割程度まで削減したなど、現実的にそのようなコスト削減が可能となっているわけですから、「生産性」ということを考えた時に、フロント設置が「義務」として本当に必要であるか、十分に御検討いただきたいということがあります。

3点目として、宿泊拒否制限の規定の見直しについて、現在、厚労省としてはどのようにお考えなのか、以上の3点についてお伺いしたいと思います。

○大田議長 お答えいただく前に、金丸議長代理は11時半に退席ですので、まとめて質問を出させていただきます。

どうぞ。

○金丸議長代理 質問というよりも意見を申し述べて退席したいのですが、厚労省さんの資料の1ページに、例えば左側にある規制の種別で、「安定的な経営の確保」と書いていて、

安定的な経営の確保、イコール、あたかも部屋の数のように思えるのですけれども、これは大きなお世話で、要するに旅館とかホテルのいわゆる経営戦略に入るようなところを、部屋の数で経営が安定もしないし、私ども地方銀行さんの融資先を見ているのですけれども、一部の地域を除いたら稼働率が低くて、実は皆さんの規制が安定の確保ではなくて、きょうも話が出ましたけれども、まずコスト増。だから、ほとんど旅館とかホテルは、経営戦略上、ターゲット顧客を明らかにして、その方々に提供するサービスをどう他と差別化をするかというのが経営戦略の肝だと思うのです。だから、私は部屋の規制も不要だと思っています。

それから、すでにいろいろな話で出ているハード面です。「設備」という言葉は極力なくす。何とか設備ではなくて、もともと目的としていた、規制の目的を可能にするような仕組みとか、システムも含む仕組み、あるいは代替機能があれば、それでよしとする。そうしないと、このままいくと、皆さんは管掌する旅館が栄えてほしいと思っていなければいけないのだけれども、その数がどんどん減って行って、次の売却先が、改築しようとするときもまた同じ規制なので、このままだと悪循環から逃れられないと思うので、今回抜本的な改正をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○大田議長 では、今の2人の委員からの御質問、御意見にお答えをお願いします。

○北島部長 まず、議長代理からいただきました御質問でございます。客室数につきましては、今、旅館とホテルを一本化するということにつきましては、いろいろな意見があったかと思えますけれども、単に名称を一本化するのではなくて、客室数の問題ですとか、細かな規制も含めてもう少し弾力化していくということでの一本化を考えているところでございます。そういう意味では、安定的な経営の確保という面で客室数というのは、御指摘のとおり古い内容となっておりますので、そこについては検討させていただきたいと考えております。

また、ソフト面の規制に変えるということにつきましてはですけども、実はこの法律そのものが、もう従前から御指摘いただいておりますように、かなり以前につくられた法律でございます。目的の次に構造設備基準がいきなり出てくるという法体系になってございます。もう一つは、そういったものを許認可をしたり、監査をするというときに、やはり機能といっても、物を見ないと客観的にいい悪いが言えないという面もありまして、そういう意味でも構造設備基準になっているのだろうと理解しております。それがいいかどうかという議論はもちろんあるのですけれども、実は先ほど今回の旅館業法の見直しのスケジュールをお示しさせていただきましたとおり、来年の通常国会を目指して一部法改正を考えているということがございまして、全部書きかえるというのが大変難しい状況かなと考えております。ただ、施設基準につきましては、細かなものについては政令で示されているものが大半でございますので、皆さんから御指摘をいただいた点につきましては、これは今のスケジュールの見直しの中でかなり対応できるのではないかと考えております。

そんなことでお答えになっているかわからないのですけれども、法律を全部書きかえて、宿泊業法として一からやるというのにはお時間がない。ただ、構造設備に関してはかなりの面で検討ができるというのが現状でございます。

それから、野坂委員の御質問でございます。1つ目はソフト面ということで、今のお答えでございます。フロントの設置義務につきまして、私どもが考えておりますのは、フロントを置く意味というのは、何メートルという規定が要るかどうかというのはもちろん検討対象でございます。ただ、機能として、常にそこに人がいて、それで出入りが確認され、急にお客様から御要望とか何か事故があったときに対応できるというワンストップ機能であることは間違いないと思いますので、原則としてはフロントは現状の旅館なども含めますと必要だと思っているのですが、ICTでどこまで対応できるかというところを踏まえて、そういったもので代替できるところについては代替するということも視野に入れながら考えたいと思っております。

それから、宿泊拒否規定でございますけれども、これはもともと一番問題になったのがハンセン病の患者さんの拒否という問題がございました。撤廃するということでなかなか、厚労省でございますので、障害者、疾病のある人、そういった方々への拒否という問題を避けて通れないということがございますが、運用の中でガイドラインなどを示して、例えば女性向けのホテルとか、お客様にターゲットを絞った形で、そういうものを一部認めるということは検討したいと考えているところでございます。

○大田議長 ありがとうございます。

では、森下委員。

○森下委員 厚生労働省は今回変えようという気持ちはよく伝わってくるのですが、一方で、ともするとホテルと旅館の一体化という話に終始するのですけれども、ホテルと旅館を一体化することが重要なのではなくて、ホテルであれ、旅館であれ、基本的に意味のない規制をなくしてもらうのが重要だと思うので、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、一体化してどっちかに合わせればいいというものではないと思うのです。ですから、抜本的な改正の中で両方を同じように扱うというのは構わないと思いますが、基本的には何をしたいのかというのが大変重要なポイントだろうと思います。

その上で、きょうはお話しできないのか、それともまだ決まっていないのかわかりませんが、先ほど来、宿泊施設活性化機構さんから話があった、大便器、小便器の同数設置であったり、ロビーに喫煙所が要るとか、清掃用具の置き場所が要るとか、こういう具体的な内容に関してはどうしていくのか、もし決まっているのであれば教えてほしいと思いますし、決まっていないのであればどの場で決めていくのか、またその内容が私どもとの会議のほうで知ることができるのか、結果的に後から、内容が決まってこうしましたと、それは実態として全然納得できないものであれば、これは無駄な話をしているように思いますので、その辺の手順も教えていただければと思います。

○大田議長 お願いします。

○北島部長 先ほどお示しさせていただきましたスケジュールの中で見直しを行うつもりでございます。今御指摘の便器の数ですとか、清掃用具、喫煙所、もう時代に合わないような規定については幅広く検討し、できるだけ省略、簡略化していくことを考えたいと思っております。

その視点といたしましては、公衆衛生上の確保と安全確保ということがなければならぬことだと思っておりますので、そういったことについてはなかなか難しい面がありますが、今御指摘のあったような細かな点について、一々お示しする時代ではないということについてはもっともなことでございます。

ですから、きょういただきました資料なども参考にいたしまして、できるだけ御指摘いただいたような点について見直したいと考えております。

○森下委員 我々の会議として、それを知る機会があるかどうかという話に関してはいかがですか。

○北島部長 来週というのはちょっと無理なのですけれども、少し間があいたところでもう一度御説明ができる機会をいただければ、御説明をさせていただきたいと思っております。

○大田議長 スケジュールについては、また御相談させていただきます。

○森下委員 よろしくお願ひします。

○大田議長 では、林委員。

○林委員 ありがとうございます。

この件については、法律以外に今、北原部長がおっしゃっていただいたように、政令、衛生管理要領、上乘せ規制を行っている条例が問題になっていることがここまでのところでわかってきており、今のお話では、法改正の平成29年3月までのスケジュールで、こういった実質的な規制についても見直しをしていただけると理解させていただきました。

その中では、本日の宿泊施設活性化機構の資料1-1で、改正の方向性として9ページ以下に挙げられており、特に構造基準についてはかなり具体的に書き込まれていますので、これらについても漏れなく御検討いただいて御回答いただきたいと思っております。

また、条例については、先ほどの機構のご発表の中でも、窓口の判断でかなりお役所の恣意的な運用もあるのではないかと思います。全旅連の北原会長もおっしゃっていましたが、国として自治体に対する統一的なガイドラインのようなものが必要ではないかという御提案に、私もそう思いますので、ぜひその点も御検討いただきたいと思っております。

それから、ラブホテルの件は本日初めて知ったのですが、風営法の2条6項の店舗型性風俗特殊営業のうちの4号営業というので定められているようで、そこで政令で定める施設、政令で定める構造または設備を有する個室を設けるものに限るという書き込みがあり、これについてもやはり政令で特別な構造が規定されているようでございますので、その点もあわせて御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○大田議長 では、お願ひします。

○北島部長 いろいろなレベルでの基準がございますので、それらも合わせて見直しの対象にしたいと思っておりますが、具体的にこの衛生管理要領などではレジオネラ対策ですとか、またお風呂で、例えば温泉施設でガス中毒が出ないようなパイプの構造、そういった必要なものもございますので、そういったものを精査いたしまして検討していきたいと思っております。

それから、条例に関してですけれども、私どもによく相談があるのは、台東区さんは浅草を抱えているとか、京都市さん、それから新宿区はラブホテルが多いということもありまして、また個別の事情があつていろいろ条例で定めているところもありますので、なかなか私どもで一律にこうしなさいというのは難しいのですけれども、ガイドライン的なものとして衛生管理要領みたいなものがございますので、それを少し簡略化していくことで、現在の規制の見直しになっていくのではないかと考えております。

それから、風営法に関しては私どもの所掌の外でございますので、今お答えすることはできないところでございます。

○林委員 ありがとうございます。

風営法については別の管轄にお願いすることになるのだと思いますけれども、条例の上乗せ規制につきましては、上乗せ規制一般に言えることではございますが、合理的な根拠のある上乗せなのかどうかというところでは、やはり国としてのガイドを示すべきではないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

○大田議長 それでは、務台大臣政務官。

○務台大臣政務官 先ほど活性化機構から旅館業法の所管府省のあり方が、安全とか公衆衛生の規制はもちろん厚労省が担当すべきだと思うのですが、観光産業としての振興的なものについて、これは所管省庁を多分観光庁にやらせたらどうかと、活性化機構の御意見のように見受けられます。これはほかの分野でもあつて、例えば水道に関しては下水道が国交省で、上水道、簡易水道はなぜか厚労省ということですが、その議論も過去にいろいろあつたと思うのですが、例えば旅館業法についての活性化機構の御指摘に対して、厚労省の所管としてはどのようにお考えかというのを聞かせていただきたいと思ひます。

○北島部長 もちろん観光庁と今回の民泊新法に関しましても連携をとってやっております。業を所管するところにつきましては、厚労省でも病院ですとか保育所、老健施設なども持っております、そういったところについても経営面で心配といいますか、そういったものもあわせてやるということではやっておりますので、必ずしも厚労省が業所管の経営を見ていないというものではないと考えております。

ただ、観光の振興ということについては観光庁がやっているものでございますので、観光の振興の一環としては十分連携をとってやっていく必要があると考えております。

○大田議長 それでは、高橋委員、原委員、まとめてお聞きして、お答えいただきたいと思ひます。

○高橋委員 質問というか、お願いでございます。来年の通常国会に向けて、旅館とホテ

ルの一本化を強力に進めていただくという方向を示していただいておりますので、ぜひお願いしたいということ。それとフロントにつきましては今の御発言の中で、代替機能があればフロントの設置義務を外すこともあり得べし、と御発言いただいたよう受け取りますので、ぜひその方向でやっていただきたいと思います。

同時に宿泊拒否規定の話ですが、これもハンセン氏病の経験がございますので、一律に外すのはなかなか難しいと思います。しかしながら、適切な形で緩和していただくという方向を示していただきましたので、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

また、来年の通常国会、時間が限られておりますので、抜本的な改正というのは難しいと思いますが、活性化機構のほうからも言われておりますように、構造で縛ることは限界がございます。これからの時代はソフトで縛っていくという方向が活性化のためには重要だと私も思います。

そういう意味で、例えば基本情報の開示義務を定めた上で、さらにピアレビューの方式をとって、適切な情報が利用者に伝わって、適切なチョイスができる制度に変えていくという課題は、これは将来というか、喫緊のものだと思います。来年の通常国会で改正になったということで終わらせないで、ぜひ第2弾ということで、改正の方向の課題をしていただきたいと思いますというお願いです。

それから、条例のことにつきましては、これは自治事務ですか。

○北島部長 はい。

○高橋委員 自治事務ですと基準を示すわけにはいかないと思いますので、そういう意味では技術的な助言という形で、法令上、疑義があるような過度な規制をしないように、との趣旨の助言をぜひ出していただければと思います。

何かコメントをいただければと。それは後でよろしくお願いします。

○大田議長 原委員まで御質問、御意見をいただいた後、お答えいただきます。

○原委員 ありがとうございます。

規制の根拠を前回お伺いして、きょうの御説明を伺っても、よくわかりませんということなのですが、3点申し上げます。

1つ、まずは3ページ目で、特例についての御説明をいただきました。例えば特定の季節だけ営業する場合については、客室数や床面積、玄関帳場の基準、いずれも適用していないわけですが、これは適用しないことによって公衆衛生上の問題が生じているのかどうかをぜひ教えていただきたいと思います。これは特段の代替措置なく問題が生じていないとすれば、そもそもこの規制が必要ないということなのではないかという気もするわけがあります。

それから、個別具体的なところで伺いますと、その前の2ページで公衆衛生の確保など幾つかの規定を御説明いただいておりますが、この公衆衛生のところでは申し上げれば、上のほうから申し上げますと、例えば換気や排水に関しては、これは必ずしもホテル・旅館に限らず一般の建物でも必要な規制なのだろうと思います。ホテル・旅館に関して何か特

段の必要性があるのかどうか。それから、照明、採光に関しては、先ほどキャンドルだけだとだめなのかというお話もありましたが、そういったことを公衆衛生の観点で否定する必要性があるのかどうか。その下の面積に関しては、狭過ぎると衛生上の問題が生じるというのであれば、なぜホテルの場合は9平方メートルで、簡易宿所だと3.3平方メートルという違いがあるのか。これは公衆衛生上の基準なのかどうかというところに疑いが生じるわけでありまして。それから、その下の入浴設備。これも、ホテルに関しても、別に近隣に公衆浴場があれば問題ないのではないかと。

そういった点で、いずれも多くは本当に公衆衛生上の基準なのかどうか、必要性があるのかどうかということが依然としてよくわかりませんでした。

それから、その下の安定的な経営の確保。これは先ほど金丸議長代理がおっしゃいましたし、フロントのところは今、高橋先生がおっしゃられたとおりにかと思えます。

総じて、全般的な見直しが不可欠なのではないかと思えます。タイミングの問題として間に合いませんということでありましたが、今、高橋先生がおっしゃられたこととも重なりますけれども、これはいつ全面的な見直しをどういったスケジュールで御議論いただけるのかということをお教えいただければと思います。

○大田議長　お願いします。

○北島部長　たくさん御指摘いただきましたので、全部網羅できるかわかりませんが、特定の季節に営業する場合の規定でございますけれども、先ほど課長から御説明申し上げましたとおり、今、実態がほとんどない状況でございます。それで、具体例としてあるのは山小屋でございますので、山小屋の場合はそこに泊めてあげないと命の危険があるという場合もございますので、そういったところで人数を制限していいのかという問題が残る以外は、ほとんど今は実態がないということで、ここの細かな規定については見直そうかということも考えているところでございます。

それから、換気等でございますけれども、換気に関しては、この例がいいかどうかかわかりませんが、労働安全衛生法などでも、これは面積ではなくて、1人当たり10立法メートルだったと思うのですけれども、そういった空気というか、容積を置くことということで、換気に関しては無視できるかどうかということからは、ほかのいろいろな事例を踏まえて検討したいところでございます。

トイレなども、実はこういう事務室、役所に関しても人数に応じた設置規定がございます。ただ、それが一律に今のホテル・旅館に合うかどうかという面もございますので、トイレの設置の基準についてはもう少し検討させていただきたいと思っております。

それから、スケジュールで第2弾というのは、実はこれから国会に法案を提出するという段階でございますので、その後またすぐやりますというお約束をするのは現時点では難しい、国会で議論している中で、また来年もやりますよというのはおきて破りでございますので、ただ、そういったソフト面に着目した見直しをするという御指摘があったことを踏まえまして、今回できる限り来年の通常国会に向けて幅広に考えていきたいと思ってお

ります。

○大田議長 よろしいでしょうか。原委員。

○原委員 もし全面的な見直し第2弾がスケジュールできないということであれば、やはりこの改正に間に合うように、まだ時間があると思いますので、最大限やっていただくべきではないかと思いました。

○大田議長 よろしいでしょうか。

○北島部長 できる範囲で、時間ぎりぎりまでいろいろ見直したいと思っております。

○大田議長 林委員、どうぞ。

○林委員 今の話の点なのですけれども、少なくとも今回の改正を3月まででできるところまでやったから、この話を続けて議論することはできないといったような言葉が厚労省から出てこないことだけはお約束いただきたいと思います。これまでそういった思いをさせられてきましたので、ぜひそこだけは確認したいと思います。よろしくお願いします。

○高橋委員 全く一緒でございます。時間切れでできるところまではやりましたらもうやりませんということではなくて、私どもは継続的に、将来的な、抜本的な改正をお願いするということはあると思いますよ、ということをお願いいたします。

○大田議長 抜本的改正という言葉がさっきから出ておりますので、今回の改正で可能な限り抜本的な改正をお願いしたいということと、規制改革に終わりはありませんので、今後とも引き続きよろしくお願ひいたします。

きょうはお忙しいところ、ありがとうございました。私どもとしては引き続き議論を進めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(厚生労働省 退室)

○大田議長 それでは、2つ目の議題であります「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」について、医療・介護・保育ワーキング・グループで意見書がまとめられておりますので、これについて審議をいたします。

まず、事務局より資料2の説明をお願いします。

○中沢参事官 それでは、資料2につきましては、事務局より簡単に御説明いたします。内容に入ります前に、一言、これまでの経緯を御説明させていただきます。

健康保険制度における診療報酬の審査及び支払いを担当しております社会保険診療報酬支払基金が、もう既に電子レセプト化がほぼ100%近く進んでいるこの現在に至っても、なかなかICTの活用が不十分で職員の手作業がまだまだ残っている、そういう効率化が進んでいないという状況に鑑みまして、当会議の前会議体であります規制改革会議において、本年末までに検討し結論を得るべき項目を整理いたしまして、閣議決定に持ち込んだというところでございます。

その後、本年4月に、厚生労働省内に事務局を置きます有識者検討会が設置されたわけでございます。先月、支払基金や厚生労働省へヒアリングを実施しましたが、なかなか閣議決定の内容に沿った見直しができるかどうか難しい、はっきりしないということで、医

療・介護・保育ワーキング・グループにおきまして判断いたしまして、この意見を取りまとめたという次第でございます。

詳細は資料2にございます。1枚目に①から③、2ページ目に④から⑥ということで、項目を記載してございますが、最後に根拠法の見直しについても記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

事務局からは以上です。

○大田議長 林座長、何か補足はございますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

この件については、資料2の別紙のとおり、前会議体の実施計画でまとめており、その項目5に基づき、厚労省において有識者検討会が開かれております。ここには、金丸委員、森下委員、私も参加しております。閣議決定では年末までに取りまとめを行うことをお願いしておりますので、その取りまとめがしっかりと行われるように、この意見書を出させていただきました。よろしくお願いいたします。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、本件に関しまして御意見、御質問をお願いいたします。

もし御異論がなければ、これを本会議の決定としたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、この意見書について本会議の決定とし、規制改革推進会議の意見として公表いたします。

これで本日の議事は全て終了いたしました。事務局から何かございますでしょうか。

○佐脇参事官 特段ございません。

○大田議長 では、次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

これにて本日の会議は終了いたします。どうもありがとうございました。